

平成27年度 第5回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会会議概要

会議名称	第5回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会
開催日時	平成28年1月26日（火） 午後6時～午後8時
開催場所	立川市中央図書館会議室
次第	[開 会] 1 はじめに 2 報告事項 ・ 第4回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会 概要について ・ 第5回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定庁内検討会議の開催について ・ 今後の予定 3 検討事項 （1）法律と条例の関係について （2）条例の骨子（案）のイメージについて （3）条例の骨子（案）について （4）条例策定についての市民への周知について 4 その他連絡事項 ・ 1月30日（土）のシンポジウムについて [閉 会]
出席者	[委 員] 吉川かおり、長谷川敬祐、泉口哲男、岩元喜代子、野々久美子、岡田治、奥山葉月、曾根博、田中文人、小川亮三、岡部直士、福本行廣、山本繁樹、山中誠一（敬称略、順不同） [事務局] 諸井福祉保健部長、高木障害福祉課長、石川障害福祉課主査、柳障害福祉課主査、近藤主事、町田主事

[開 会]

- 1 はじめに
- 2 報告事項

- 配布した前回委員会の概要について疑問点、訂正等がある場合にはホームページへの掲載の関係上1月29日（金）までに事務局へ連絡を依頼
- 第5回庁内検討会議は1月8日（金）に開催された。議題については今回の本委員会と同様に条例の骨子案について検討した。「別府市のように相互理解の条項は入れないのか」「子ども家庭支援センターで度々相談のある親無き子への定めはどうするのか」「孤独死を防ぐ取組についての定めは無いのか」等の意見が出た。
- 今後の予定について、27年度は条例の骨子案をまとめることになっているので、本日と2月10日の2回の委員会で骨子案の検討をすることになる。
- 市民への周知についても検討していかなければならない。

3 検討事項

（1）法律と条例の関係について

- 条例の策定をする上で、条例は規則や規定、要綱や要領よりは上位に定められるものであるが、「憲法に抵触しないこと」「法令に違反しないこと」「東京都の条例に違反しないこと」などが基本的なルールになっている

（2）条例の骨子（案）のイメージについて

- 先行市の八王子市は条文のみ、さいたま市と別府市は章立てで構成されている。国立市は障害者差

別解消法が制定後に作成された条例であるため、法で規定されているものに関しては規定していない。

○検討してきた7つの分野については、4月以降具体的に条例にどのように規定していくのかを検討していく

○情報保障については、生活のあらゆる場面に必要となるので、各分野で検討をしていくということを改めて確認し、4月以降に各分野での検討をしていく

○事務局の骨子案のイメージについては、あくまでも、主要な柱について載せているため、骨子案に載せていないから条例に規定されないというものではない

(3) 条例の骨子（案）について

【目的について】

○「自立支援」という文言が抜けているため、加えた方がいいのではないかと

○障害がある人だけではなく、障害が無い人も関係する条例であることを表すような定める必要があるのでは。また、障害がある人だけではなく、障害が無い人も権利があつて、障害者の方々はその権利を得られていない面があるため、合理的配慮が必要になるという旨も定める必要があるのでは

○「尊厳の保持」について定める必要があるのでは

○「誰もが暮らしやすい」ということが前面に出るような目的になればいい

○「権利の主体として」という表現を、「存在そのものに尊厳がある」にする等の表現の工夫が必要

○障害者だけが主体ではなく、立川市民全員が主体であるということが分かる表現の工夫が必要

○「お互いが協力して」等の文言が入ると良い

○障害の定義についてはどこかで検討する必要がある

○「障害者」とするか「障害のある人」とするか。

【基本理念】

○文言を小学生や理解が難しい方でも理解できるような簡単な表現にしたら良いのでは

○最初に「障害」と記載してしまうと、障害のある人のみの条例と思われてしまいがちであるため、障害より以前に誰もが共に暮らしやすいということを前面に出すことが必要

○障害の範囲をどこまで広げられるのかというのは今後の検討が必要

【市の役割、市民・事業者の役割】

○障害者が有する責務についても詳しく規定することが必要

○市民・事業者は、「市が実施する施策」に協力するばかりではなく、共に暮らしやすい地域づくりに協力するように努めるということを規定することが必要

【差別】

○特別視をされることが一番差別を感じるという障害者も多いため、そのような方へも配慮した規定にすることが必要。保護の行き過ぎも差別とされることもある

○障害者間にも差別は存在するため、「障害のない人との間で」という文言はいらないのでは

○差別の中に、合理的配慮が含まれているため整理が必要

【合理的配慮】

○条文の構成についても一度検討する必要がある。(マイナス面、プラス面について構成検討し直す必要がある)

○「相互理解」について、障害者からの理解は何かという議論もあり、表現については工夫が必要

○必要な文言を盛り込んだうえで、分かりやすさが求められる

○障害があるがゆえに落ち込んでいる部分を引き上げることが、合理的配慮である。

○職員対応要領の中でも合理的配慮については規定している。その中では、多くの障害者の要望がある場合には環境整備をすることを定める

○「さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものであるとする」という規定は、規定する位置を移すなどの工夫が必要である

【障害者理解の促進】

○市だけではなく、市民、事業者の役割として、障害者理解の促進に取り組むということを規定したほうが良いのでは

○市の職員も障害者理解をしていくことが必要なのでは

4 その他連絡事項

○次回は２月１０日（水）の委員会は１０時～１２時を予定

○１月３０日（土）はシンポジウムを開催予定である

[閉 会]

以 上